

様式 4

積算疑義申立てについての回答

工 事 件 名	都市計画道路桂町戸塚遠藤線（上倉田戸塚地区）街路整備工事（第3工区 その20）		
契 約 番 号	2212010014	開 札 日	令和4年4月21日
工 事 担 当 課	道路局建設課		

申立ての内容	回 答
<p>第0001号 土留・仮締切工 枝番0085、0086 山留材賃料の単価について</p> <p>副部材(A)賃料の単価は 係数(a)×市場単価=1.48×230円=340.4円に日数90日を掛けた 340.4×90=30,636円で、山留材賃料の単価としては43,450円となりますが、閲覧した単価は53,260円でした。</p> <p>この単価は既に係数1.48を掛けた副部材(A)賃料340円を使用し、1.48×340円=503.2円に日数90日掛けた金額503.2×90で45,288円として算出されていると思われるので、副部材(A)賃料の市場価格に対し係数(a)を重複して2度かけていないか照査をお願いいたします。</p>	<p>第0001号作業土工 枝番00085、00086 山留材賃料で使用している Y000028001-00085、Y000028001-00086 副部材(A)賃料（340円）は、市中価格に対し係数(a)を掛けた価格です。また、WB251910 山留材賃料は、土木工事標準積算基準書に記載のあるとおり、入力値に対して係数(a)を掛けることになっているため、係数(a)が重複した値となっています。</p>

今後の取扱い	設計図書に誤りがあったため、今回の入札を中止します。
--------	----------------------------

積算疑義申立てについての回答

工 事 件 名	都市計画道路桂町戸塚遠藤線（上倉田戸塚地区）街路整備工事（第3工区 その20）		
契 約 番 号	2212010014	開 札 日	令和4年4月21日
工 事 担 当 課	道路局建設課		

申立ての内容	回 答
<p>・第0001号作業土工 枝番00085、00086山留材賃料について</p> <p>個別登録単価一覧表の115円、340円、入力条件一覧表の4,500円、9,000円、14,000円と、横浜市土木工事標準積算基準書のⅡ-5-⑥-36. 仮設材賃料に係る修理費及び損耗費等の取り扱いについてを参照して積算すると、</p> <p>1行目 鋼製山留材賃料 115円×90日＝10,350円</p> <p>2行目 H形鋼(山留主部材)修理費及び損耗費 4,500円×係数1.09＝4,905円</p> <p>3行目 副部材(A)賃料 340円×90日＝30,600円</p> <p>4行目 副部材(A)修理費及び損耗費 9,000円×係数1.13＝10,170円</p> <p>5行目 副部材(B)修理費及び損耗費 14,000円×係数1.01＝14,140円</p> <p>となり、各行に数量を掛けて諸経費（まとめ）を考慮すると43,420円/t（別表-2）となります。</p> <p>一方設計書閲覧単価は53,260円/tでしたので、単価の差から試算を繰り返し、（別表-1）の様に閲覧単価と同額のものを想定しました。</p> <p>（別表-1）と（別表-2）の異なる箇所は、3行目 副部材(A)賃料ですが、（別表-</p>	<p>第0001号作業土工 枝番00085、00086山留材賃料で使用しているY000028001-00085、Y000028001-00086副部材(A)賃料（340円）は、市中価格に対し係数(a)を掛けた価格です。また、WB251910山留材賃料は、土木工事標準積算基準書に記載のあるとおり、入力値に対して係数(a)を掛けることになっているため、係数(a)が重複した値となっています。</p>

<p>1) の 340 円は係数を掛けた後の金額となります。</p> <p>一方、都市計画桂町戸塚遠藤線（上倉田戸塚地区）街路整備工事（第3工区その16）の「積算疑義申立てについての回答」では、「副部材の賃料は、係数を掛けた後の値です。（副部材(A)賃料 340 円は市場価格（建設物価掲載単価及び積算資料掲載単価の平均値）に係数を掛けた値です。」と回答されています。</p> <p>上記の回答から判断すると、第 0001 号作業土工 00085, 00086 山留材賃料の単価は、43,240 円/t となるのではないのでしょうか。</p>	
---	--

今後の取扱い	設計図書に誤りがあったため、今回の入札を中止します。
--------	----------------------------